

4章 景観重要公共施設の景観指針

1. 景観重要公共施設の概要

大阪市景観計画では、景観の骨格を構成する重要な要素である道路、河川、公園などの公共施設のうち、地域のまちづくりや観光まちづくりなどと連携して、都市の歴史や文化をいかした景観形成の核となる道路や、地域に親しまれる河川、都市公園などを景観重要公共施設として指定しています。これらの公共施設は、周辺の土地利用や景観と調和した整備や管理を行うことが大切です。

(1) 景観重要公共施設の位置



(2) 整備の手続き

景観重要公共施設の整備にあたっては、景観形成の目標及び基本方針並びに重点届出区域（御堂筋地区・中之島地区）の景観形成方針及び基準を踏まえるとともに、各施設の整備に関する事項を遵守することが必要です。

①景観重要道路【御堂筋】の整備に関する事項

- ・歩道・自転車通行空間の舗装、横断防止柵、防護柱、照明灯、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等のデザインは、周辺地域の景観や沿道のまちなみと調和したものとするよう努める。
- ・連続した街路樹の景観を維持し、道路緑化に努める。
- ・公共サイン等については、周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努める。
- ・施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。
- ・上記によるもののほか、「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」の対象区間はこれによるものとする。(※)

※大阪市HP「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」を合わせてご確認ください。

②景観重要河川【土佐堀川、旧淀川（堂島川・大川）】の整備に関する事項

- ・護岸、転落防止柵、照明灯、その他河川の付属物となる工作物の適切な整備により、良好な景観の保全・創造に努める。
- ・公共サイン等については、周辺景観に調和したデザインとするとともに、統一感のある意匠や集約化に努める。
- ・施設等の適切な維持管理により良好な景観の維持に努める。

③景観重要公園【中之島公園】の整備に関する事項

- ・公園内の植栽や園路、トイレやベンチなどの便民施設については、現状において周辺景観に調和したデザインとなっており、また公共サイン等については統一感のある意匠や集約化がなされている。
今後もこれらの施設等の適切な維持管理により、重要文化財である大阪市中央公会堂や大阪府立図書館等の周辺の建築物と調和した良好な景観維持に努める。

景観重要公共施設の整備を行う場合は、整備箇所や実施時期などをあらかじめ景観行政団体の長（計画調整局（都市景観担当））に通知してください。通知の時期、様式等は景観計画の届出に準じることとします。

※適用除外項目

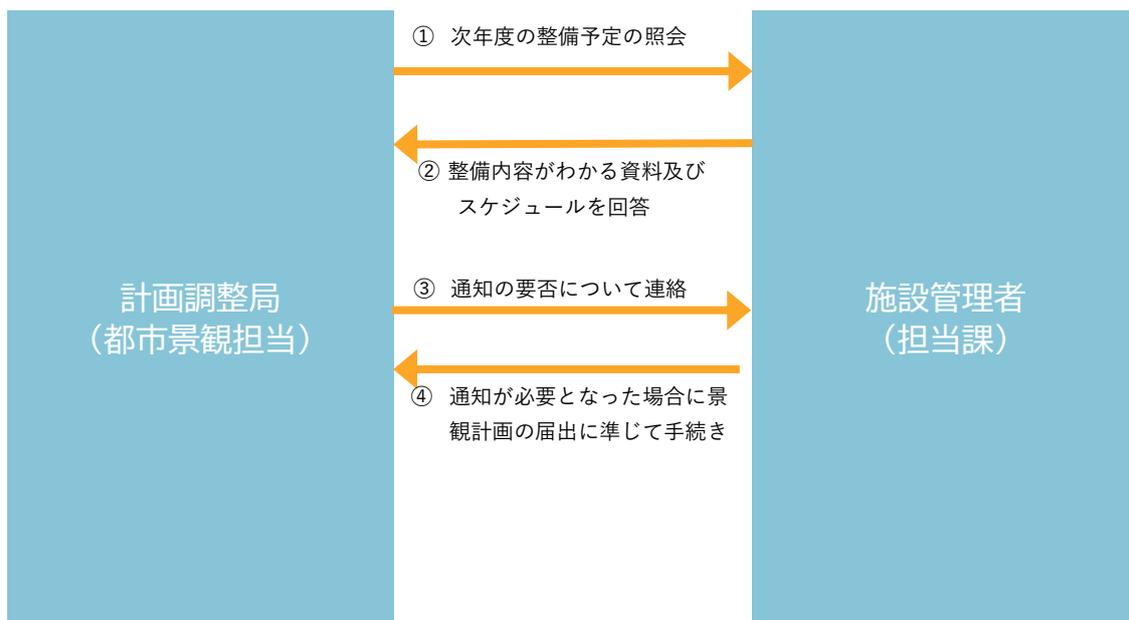
次の整備については、整備に関する事項は適用されません。

- (i) 道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの
- (ii) 安全上又は緊急上やむを得ないもの
- (iii) 公共施設の日常管理・部分補修
- (iv) 地中に埋設するもの等で周辺の景観に影響を与えないもの
- (v) その他 事業コンペ（デザイン審査を行うもの）を行う場合や有識者に意見を聴取した場合

留意事項

- ・景観重要道路等において、埋設管工事等に伴い、平板舗装やILB舗装を一時的にアスファルトで舗装を仮復旧する場合は（ii）又は（iii）に該当するものとします。
- ・（v）の事業コンペを行う場合は、コンペ前にスケジュールと設計条件について、計画調整局（都市景観担当）へ情報提供してください。また、コンペの結果についても、計画調整局（都市景観担当）へ報告してください。
- ・（v）の有識者に意見聴取した場合は、その結果を計画調整局（都市景観担当）へ報告してください。

手続きの流れ



(3) 占用等の許可の手続き

景観重要公共施設において占用等の許可の申請を行う場合には、景観形成の目標及び基本方針並びに重点届出区域（御堂筋地区・中之島地区）の景観形成方針及び基準を踏まえるとともに、各施設の占用等の許可の基準に適合することが求められます。

①景観重要道路【御堂筋】の占用等の許可の基準

- ・バス停留所の上屋、電話ボックス、電線共同溝地上機器、鉄道事業及び地下街の地上占用物件（地下鉄出入口上屋・吸気塔類等）の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。
- ・上記によるもののほか、「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン」の対象区間はこれによるものとする。（※）

※大阪市HP「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」を合わせてご確認ください。

②景観重要河川【土佐堀川、旧淀川（堂島川・大川）】の占用等の許可の基準

- ・河川内に新たに設ける建造物等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

③景観重要公園【中之島公園】の占用等の許可の基準

- ・公園内に新たに設ける店舗等の外観は、周辺と調和する統一感のあるものとする。
- ・基調となる色彩は、落ち着いた色彩を基本とする。

施設管理者は、協議対象の占用等の許可手続きに際し、事業者には計画調整局との事前協議を行うよう誘導します。事業者は、計画調整局と事前協議終了後、占用等の許可手続きを行います。

※占用等の許可の手続きを行う前に設置位置、外観、色彩について景観配慮の事前協議を行います。ただし、別途、設置基準や仕様を定めており、その基準が占用等の許可の基準に合致していると認められる場合は、協議対象外とします。

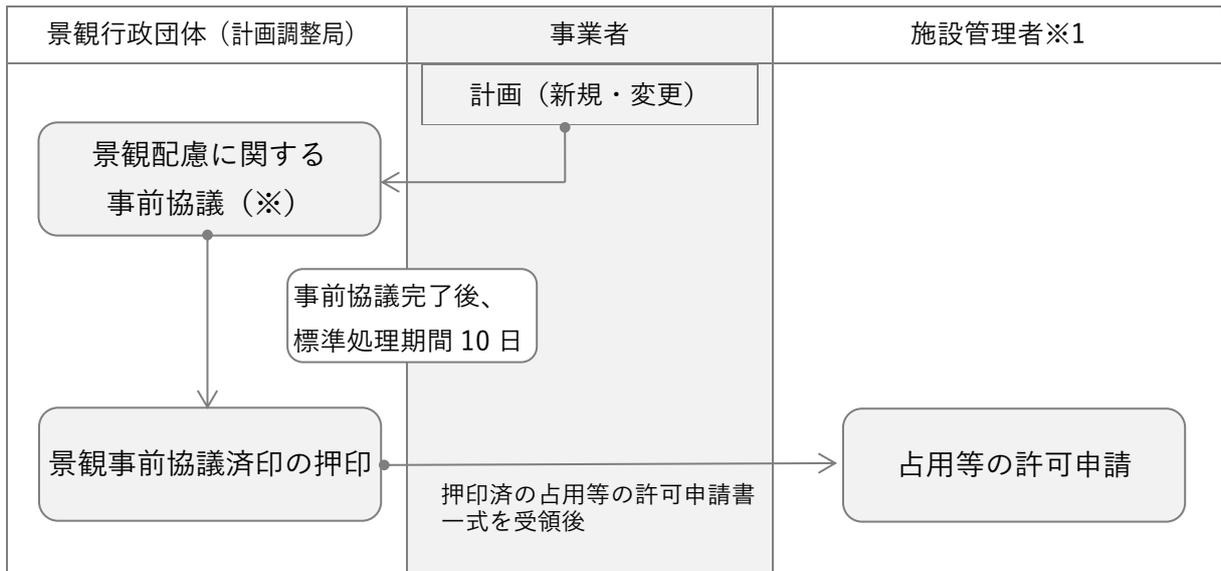
※景観協議の要・不要の判断については、計画調整局（都市景観担当）へお問い合わせください。

※適用除外項目（共通事項）

次の占用等については、占用等の許可の基準は適用されません。

- (i) 案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
- (ii) 景観計画変更の施行時点で既に受けている占用等の許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。ただし、同色であっても基調となる色の塗り替えを行う場合は、協議対象とする。）
- (iii) 工事等のために一時的に設置される仮囲いや足場等
- (iv) 催物等のために一時的（原則1ヶ月以内）に設置されるもの（広告物を含む。）

占用等の許可の手続きの流れ



※1 占用等の各種手続きを行う窓口について

- 御堂筋：大阪市建設局管理課、市岡工営所、野田工営所
- 土佐堀川・旧淀川：大阪府西大阪治水事務所
- 中之島公園：大阪市扇町公園事務所

※2 事前協議に必要な書類は、占用等の許可申請書一式（写し）並びにその他必要と認める図書（付近見取図、配置図、立面図（彩色が施されたものに限る。）、意匠図（彩色が施されたものに限る。）、透視図（彩色が施されたものに限る。フォトモンタージュ可。）、現況写真及び写真方向位置図です。詳しくは、計画調整局（都市景観担当）へお問い合わせください。

（※）「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」について

御堂筋では、車中心から人中心の道路空間への転換をめざして「御堂筋将来ビジョン」を策定し、その実現に向けたファーストステップとして、「側道歩行者空間化」に取り組んでいます。「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」は、シンボルストリートにふさわしい街路景観を創出するための空間づくりやデザインの考え方などを示したものです。

御堂筋の整備及び占用にあたっての景観上の考え方や個別施設のデザイン上の配慮事項を規定しています。整備や占用にあたっては「みちガイドライン」に沿って計画してください。

詳しくは、大阪市HP「御堂筋道路空間再編整備ガイドライン（みちガイドライン）」をご確認ください。



「みちガイドライン」表紙

協議対象となる占用等の許可について

【景観重要道路（御堂筋）】

- ・バス停留所の上屋を新たに設置する場合
- ・電話ボックスを新たに設置する場合
- ・電線共同溝地上機器を新たに設置する場合
- ・鉄道事業及び地下街の地上占用物件（地下鉄出入口上屋・吸気塔類等）を新たに設置する場合
- ・占用物件の外観を変更する場合
- ・公共サイン等を路線全体において表示を見直し、再設置する場合 等



電話ボックス



周辺案内サイン・彫刻



地下出入口上屋



換気塔・吸気塔



分電盤・信号制御版



マンホール



テーブル・パラソル



パークレット

【景観重要河川（土佐堀川、旧淀川（堂島川・大川））】

- ・レストランやホテルを新たに設置する場合
- ・船着場や川床を新たに設置する場合
- ・河川区域内でサインやイベント広告を1ヶ月を超えて掲出する場合
- ・占用物件の外観を変更（色彩）する場合 等



乗船場



川床



地下鉄出入口上屋



店舗

【景観重要公園（中之島公園）】

- ・公園内に新たに店舗等の建築物を設置する場合
- ・公園内で1ヶ月を超えるイベントを実施する場合
- ・公園内でサインやイベント広告を1ヶ月を超えて掲出する場合
- ・占用物件の外観を変更（色彩）する場合 等



店舗



トイレ



誘導サイン

2. 公共施設の景観形成の基本的な視点

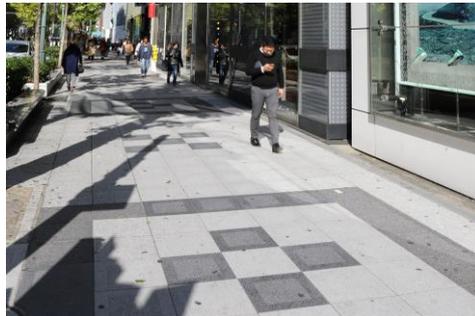
景観形成上の役割を考えたデザイン

公共施設は都市の景観構造の骨格となる基盤施設です。このため、施設が位置する場所の特性に応じ、市街地の景観を引き立て、またより質の高い景観形成を導くデザインとすることが必要です。例えば、次のような点に配慮します。

- ・周辺のまちなみとなじむ地域らしいデザイン
- ・周辺のまちなみを引き立てる主張しすぎないデザイン
- ・景観を特徴付ける要素として際立つデザイン



沿川建物を引き立てる護岸のデザイン



通り景観の基盤となる舗装のデザイン

機能と美しさが融合したデザイン

公共施設は不特定多数の人が利用する施設です。このため、公共施設として必要な機能を確保することはもちろんのこと、すべての人が心地よく使える美しいデザインとすることが必要です。例えば、次のような点に配慮します。

- ・施設の機能を素直に表現するデザイン
- ・主張しすぎないシンプルなデザイン
- ・誰もが不快に感じる要素を排したデザイン



誰もが心地よさを感じる公園のデザイン



機能美を表現した橋梁のデザイン

時間の流れを意識したデザイン

公共施設は都市の基盤として、長期間に渡って存在するものです。このため、整備直後の段階から整備後に維持・管理を行いながら時間を経ていく段階まで、時間の流れを意識したデザインとすることが必要です。例えば、次のような点に配慮します。

- ・時代のトレンドに左右されにくい普遍的なデザイン
- ・維持管理がしやすいデザイン
- ・時間を経るとともに味わいを深めるデザイン



歴史を感じさせる舗装のデザイン



成長とともに緑陰を深める緑のデザイン

景観コラム 水都大阪の美観

大阪は、河川とともに発展した都市です。淀川と大和川の河口に広がった湿地に城下町を建設する際、排水を目的とした掘割が開削されました。水路は同時に運河の役割を担います。多くの船が往来することで、都市が発展する礎となったのです。

江戸時代には、川筋ごとに特徴的な景観が生まれます。中之島周辺には諸国の蔵屋敷がならび、東横堀川に沿って船場の商家を支える蔵が建設されました。長堀には銅の精錬場や材木商などが営業するようになりました。八軒家浜は淀川筋を上下する船の拠点となり、道頓堀と同様に旅館や茶屋が集積しました。主要な橋のもとには、牡蠣船が営業を行っていました。

近代になると、川筋の景観は一変します。中之島限界ではかつて蔵屋敷が立地していた区画に、公会堂や図書館、市役所などの公共建築、銀行や新聞社、ホテルなど、都市の近代化を支える施設群が用地を得て、川筋からの景観を意識した建物を建設しました。日本の都市では稀なシビックセンターが誕生するのです。

都心の河川沿いの風景は、パリやベネチアに比肩する美観と讃えられました。明治時代後半、この水辺の景観をイメージの拠り所として、大阪は「水の都」「水都」などの美称で呼ばれるようになります。

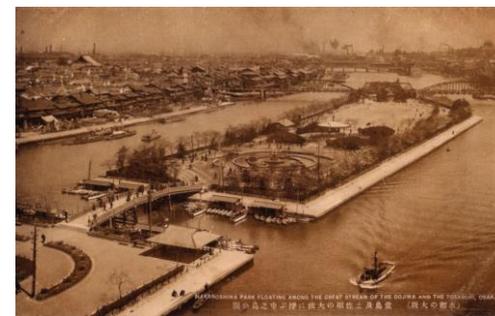
大正時代から昭和初期にかけて、大阪は「大大阪」と呼ばれ、産業都市として繁栄をみます。北浜限界が経済のセンターとなり、川沿いにビル街が姿を見せます。対して電灯やネオンサインの普及に応じて道頓堀には独特の夜景が誕生し、「紅い灯、青い灯」と歌われました。

大阪市は、中之島の東側にあった浅瀬を埋めて、先例のない「水上公園」を整備します。また都市計画の進捗によって橋梁を架け替える際にも、堂島川や土佐堀川、東横堀川、西横堀川などの路線では、高質なデザインが施されました。中之島には、パリのセーヌ河畔などを模範に「美観地区」にふさわしい、優れた美観が整えられました。

しかし戦後になって、舟運の需要は減じ、また都市衛生の観点などからも、幾筋もの河川が埋め立てられました。市民も川側を裏面とみなして、川筋からの景色を意識する機会が乏しくなりました。

ようやく21世紀になって、「水都再生」の試みが始まります。親水空間の整備にとどまらず、川に面したにぎわいづくりの試みが続いています。とりわけ中之島周辺部では、川沿いにカフェやレストランが開業、ほたるまちや八軒家などの事業も進捗、ふたたび大阪を代表する景観として意識されるようになりました。

時代とともに変化しつつも、都心の水辺が、大阪という都市を象徴する景観をもたらしていることは変わりありません。今日においても、大阪市域の10%ほどを河川空間が占めています。国内では例のない「水都」といって良いでしょう。



「大大阪」の時代の中之島を撮影した絵葉書（橋爪紳也コレクション）より

大阪市都市景観委員（都市景観） 橋爪 紳也

（大阪府立大学観光産業戦略研究所 所長／大阪市立大学都市研究プラザ 客員教授）